

(社) 日本木材保存協会認定の防腐・防蟻剤 (適用範囲 JIS K1571 附属書 A)

の評価上の取扱いについて

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
(平成 24 年 3 月 1 日決定施行)

社団法人日本木材保存協会 (以下「協会」という。) が認定した防腐・防蟻剤について、適用範囲として JIS K1571 附属書 A が定められている薬剤に関する取扱いは下記のとおりとする。

1. 協会の認定した薬剤と評価対象建築物に使用されている薬剤が同一である場合

(1) 設計評価

評価申請図書等に、協会認定書に記載された薬剤名 (商品名) 及び適用範囲 (JIS K1571 附属書 A に定める範囲) が明示されていると共に、認定書及び施工マニュアルが添付されていること。

(2) 建設評価

商品梱包パッケージ若しくはラベル等により薬剤名 (商品名) を確認すると共に、施工マニュアルに則り施工したこと及びその他必要な事項を、施工状況報告書 (施工者の作成したもの。) 及び施工関連図書 (施工写真等) で確認、記録する。

検査方法 A : 実物の目視、B : 実物の計測、C : 施工関連図書の確認

	性能表示事項	検査項目 ※	施工状況報告欄 ※			施工状況確認欄			
			変更等の内容	関連図書	管理の時期	確認内容 ※	検査の方法	検査結果 (適・不適) 及び指摘事項の記録	
								[一次]	[二次]
劣化の軽減に関すること	劣化対策等級	外壁の軸組等	無	・納品書 ・施工マニュアル ・施工写真	躯体工事完了時	■ 保存処理の方法、施工者 (●●薬剤施工登録店) ■ 施工中の適切な養生 ■ 保存処理の範囲、状態	A、C C A、C	適	

施工状況報告書の記載例

2. 上記 1 以外の場合

協会の認定した薬剤を含有する他の商品名の薬剤など、協会の認定した薬剤と評価対象建築物に使用されている薬剤の同一性が直ちに判断出来ない場合は、協会の認定した薬剤の適用範囲 (性状、配合及び調合方法等) を評価機関で確認出来ないため、基準等で定める薬剤として用いることは出来ないこととする。